

前橋市政治倫理審査会運営要領

平成22年4月1日前橋市政治倫理審査会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、前橋市長等政治倫理条例施行規則（平成22年前橋市規則第36号）第14条ただし書の規定に基づき前橋市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議の原則)

第2条 審査会は、前橋市長等政治倫理条例（平成21年前橋市条例第35号）第5条第2項の規定により市長から調査審議の付託を受けたときは、速やかに調査審議を行い、報告するよう努めるものとする。

(会議録の作成)

第3条 審査会の議事録は、開催日時、会議に付した事案の件名、議事の概要等を記した要点筆記とする。

2 議事録は、会議に出席した委員（以下「出席委員」という。）の承認を得て、会長及び会長が指定する出席委員1人が署名する。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。